明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三七）　一

〔告示〕
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件（総務二一三）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一二二七）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一二二八）　二
○保安林の指定をする件（同一二二九～一二三四）　二
○保安林の指定を解除する件（同一二三五）　二
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通七二六）　四
○運輸審議会から答申があった件（同七二七）　五
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一六六）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（同一六七）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局七三、七四）　五

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　特許庁　岩手県　栃木県　新潟県　長野県　大阪府　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（長野労働局最低賃金公示二、三、大阪同三、兵庫同七）　六
国家試験
令和元年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　六

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二六

府令

○内閣府令第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条第五号ホの規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（心身の故障により職務を適正に行うことができない者） **第三条の二**　法第九条第五号ホの内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。